

安平・厚真行政事務組合のページ

家庭ごみ有料化 平成 25 年 7 月 1 日スタート！

住民説明会を開催しました

6～8月に安平・厚真両町で10回開催しました、「家庭ごみ有料化住民説明会」にご参加ご協力いただき、ありがとうございました。また説明会での、さまざまなご意見・ご質問につきましては、今後の参考にさせていただきます。

説明会で出されました主な質問と回答を掲載しますので、参考にしてください。

※説明会で出された質問は、取りまとめの都合上、要約しています。



有料化について

Q有害ごみは無料と考えるよいか。使用する袋は別になるのか。

A無料となります。透明の袋で出してください。

現在、燃やせないごみとして指定している「使い捨てライター」や「スプレー缶」も、平成25年7月から『有害ごみ』になります。

Qごみの分別は有料化実施後も基本的には変わらないという考えでよいか。

A紙類の分別（資源化）以外は変わりません。

Q有料化の目的は理解できるが、一気に値段をあげると、不法投棄等が増える恐れがある。町で助成するとか…。

A町や組合としては、今までもごみ減量化の取組みを実施してきました。

有料化実施後、資源物については、現在よりも安い価格で設定します。取組みの限界となるところまで実施していることをご理解ください。

ごみ袋について

Q現在の袋は、来年の11月以降は使用できなくなる、とのことですが、販売店にも周知・啓蒙していただけたらと思う。

A広報での周知はもちろん、販売店での周知も行います。

具体的には、平成25年1月ごろからごみ袋販売店舗で袋を購入された方々に周知ヒラを配布するよう、店舗に協力依頼します。

自己搬入について

Q今までは透明な袋に入れて、処理場へ自己搬入したが、有料化実施後は？

A有料指定袋に入ると、二重払いとなりますので、市販の透明な袋もしくは、現在の指定袋に入っても構いません。

平成25年7月から、じん芥処理場への持込も「有料」とします。10kgまで50円とし、10kgを超えたときは10kgごとに50円を加えた額とします。

剪定枝について

Q有料化実施後、袋に入らない剪定枝の出し方は。

A有料指定袋を巻きつけてお願いする場合があります。現在、苫小牧市と調整中で、新しいガイドブックに明記します。



ごみ袋の計画的な購入、お願いします。

現在の指定袋のうち、資源回収袋以外は、平成25年11月以降使用できなくなります。



剪定枝の処理方法等については、現在広域処理している苫小牧市と細部の調整中です。決まりましたら、広報等でお知らせします。